

1. 件名：福島第一原子力発電所5・6号機における滞留水貯留設備浄化ユニット(C)漏えい事象の原因と対策に係る面談
2. 日時：令和3年1月8日(金) 11時00分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
宇野課長補佐、知見主任安全審査官、高松専門職、市森係員、高木技術参与、長崎技術参与
福島第一原子力規制事務所
坂本原子力運転検査官(テレビ会議システムによる出席)
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当4名(テレビ会議システムによる出席)
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社から、昨年8月21日の定例会で説明のあった、5・6号機滞留水貯留設備浄化ユニット(C)漏えい事象(令和2年8月14日発生)について資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 原因
 - ✓ 浄化ユニット(C)の移送ポンプ出口逆止弁から浄化ユニット出口弁までの区間が閉区間になっていたこと。
 - ✓ 夏場の温度上昇により閉区間内の流体体積変化及び内圧上昇が発生したこと。
 - ✓ 結果として吸着塔のガスケットが内圧に押され、至近にあったボルトに押し付けられ、想定外の方向から力が加わったことにより破損、漏えいに至ったこと。
 - ✓ 外気温変化による浄化ユニット系統内の内圧変動についての認識が薄く、機器が停止中のため、パトロールを行っていなかったこと。
 - 今後の対応
 - ✓ 1日1回のパトロールを行い、系統内圧力の変動が確認された場合は、必要に応じて系統内圧力を復旧させる。
 - ✓ 当該浄化ユニット(A)から(D)の圧力指示計の確認を行ったところ、(A)、(C)、(D)にドリフトを確認し、(B)においてはドリフトが確認されないことから、一先ず当該浄化ユニット(B)を復旧させる。
 - ✓ 水平展開の要否については、引き続き検討する。
 - 原子力規制庁は、今後予定されている淡水化装置の点検停止に伴う浄化ユニット(B)の運転再開に当たっては、再度健全性を確認するとともに、その状況を説明することを求めた。
6. その他
資料：
 - 5・6号機滞留水貯留設備浄化ユニット(C)漏洩に関する原因と対策について